

Client Alert - Financial Sector

2023 年 3 月号 (Vol.5)

1. はじめに
2. 銀行・貸金
3. 保険
4. 証券（一種、二種、金融仲介）
5. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）
6. バンキング、ストラクチャードファイナンス
7. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業
8. クレジットカード（割販法）
9. 暗号資産交換業・デリバティブ
10. マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策
11. データ・セキュリティ
12. サステナビリティ

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert - Financial Sector 2023 年 3 月号 (Vol.5) を作成いたしました。金融セクターにおける実務の一助となれば幸いに存じます。

2. 銀行・貸金

(1) 「全銀協 TIBOR のフォールバックに係る論点に関する市中協議」の結果公表

一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関は、2023 年 3 月 15 日、全銀協 TIBOR のフォールバックに関する市中協議の結果を公表しました。フォールバックについての「考え方」の概要は以下のとおりです。

	日本円 TIBOR	ユーロ円 TIBOR
トリガー	運営機関が公表停止又は公表停止予定を発表する「公表停止トリガー」を最低限設定。 ISDA 契約との平仄を重視する場合には、監督当局（金融庁）等が公表停止又は公表停止予定を発表することを想定した文言を設定。	
後継金利	・ 設定方法 1 TONA 複利（後決め）	・ 設定方法 1 TONA 複利（後決め）

Client Alert - Financial Sector

	<p>・設定方法 2</p> <p>第 1 順位 ターム物 RFR</p> <p>第 2 順位 TONA 複利 (後決め)</p>	<p>・設定方法 2</p> <p>第 1 順位 ターム物 RFR</p> <p>第 2 順位 TONA 複利 (後決め)</p> <p>(日本円 TIBOR をフォールバック・レートとして第 1 順位に設定することについては賛否が分かれた。)</p>
--	---	--

なお、ユーロ円 TIBOR は、2024 年 12 月末での恒久的な公表停止が検討されていることを踏まえ、2024 年 12 月末を超えて満期が到来するものについては、恒久的な公表停止に備える対応の選択肢の一つとして、速やかにフォールバック条項の導入を検討すべきとされています。他方、日本円 TIBOR は、現時点で、恒久的な公表停止について検討されていないため、契約の安定性・頑健性向上の観点からフォールバック条項の導入を検討すべきとされていますが、実務負荷を踏まえ、例えば、まずは日本円 TIBOR を参照する「新規」契約から順次フォールバック条項を導入する等、実務的に対応可能な形で、対応を進めることが考えられるとされています。

(以上、2. 銀行・貸金について)

カウンセラー 湯川 昌紀
 ☎ 03-6266-8764
 ✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

3. 保険

(1) 生命保険会社の IBNR 備金に係る告示改正 (案) の公表

金融庁は、2023 年 1 月 17 日、[「保険業法施行規則第 73 条第 1 項第 2 号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額を定める件の一部改正 \(案\)」](#)等を公表しました。生命保険会社及び外国生命保険会社等が積み立てる支払備金 (IBNR: いまだ報告を受けていない既に発生した保険事故から生じる将来の損失に備える支払備金) について、パンデミックや大規模自然災害が発生した場合に、その影響を勘案できるよう改正されるものです。

Client Alert - Financial Sector

(2) 特定保険募集人の登録手続における登録免許税及び手数料の電子納付に係る監督指針改正（案）の公表

金融庁は、2023年1月17日、[「特定保険募集人の登録手続における登録免許税及び手数料の電子納付に係る監督指針改正（案）」](#)を公表しました。

特定保険募集人の登録手続に係る登録免許税及び手数料について、電子納付による納付が可能となるよう、保険監督指針を改正するものです。また、法人が代理店登録をする際、定款もしくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類の提出が求められているところ（保険業法施行規則214条1項2号）、登記事項証明書（海外当局が発行するものを除く。）の場合は、法務省の登記情報システムから取得するため、添付を要しないこととされます。

(3) 少額短期保険業者向けの監督指針の一部改正（案）の公表

金融庁は、2023年1月31日、[「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」の一部改正（案）」](#)を公表しました。

近年、少額短期保険業者の登録数が増加し、また、異業種からの新規参入や新たな保険リスクに対応する商品を取り扱う等その規模・特性や取扱商品もより多様化しています。このような中で、2022年の行政処分等を踏まえると、財務の健全性及び業務の適切性に懸念のある少額短期保険業者を早期に把握し適切な対応を促すことがこれまでより必要となっており、モニタリング体制等を整備する観点から改正されるものです。主な改正項目としては、早期警戒制度の対象となる少額短期保険業者の例示、流動性リスクに係る着眼点や重大な問題が確認された場合に少額短期保険業登録の取消を検討することの追記などが挙げられます。

(4) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律案の公表

金融庁は、2023年3月14日、[第211回国会における金融庁関連法律案](#)（以下「本法律案」といいます。）を公表しました。「金融サービスの提供に関する法律」との名称が「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（以下「金サ法」といいます。）に変更されるとともに、改正後の法律2条では、「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」は、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならないと規定されています。「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」には、保険会社や保険募集人（保険代理店）が含まれます。仮に法律案が成立した場合には、「最善の利益」の意義や実務対応について今後検討が必要になると考えられます。

Client Alert - Financial Sector

(以上、3. 保険について)

パートナー 吉田 和央
☎ 03-6266-8735
✉ kazuoyoshida@mhm-global.com
アソシエイト 福島 邦真
☎ 03-5293-4930
✉ kunimasa.fukushima@mhm-global.com

4. 証券（一種、二種、金融仲介）

(1) 第 211 回国会における金融庁関連法律案の公表

2023 年 3 月 14 日に、第 211 回国会における金融庁関連法律案として、[金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）等の一部を改正する法律案](#)（本法律案）が国会に提出されました。本法律案に関しては、①顧客本位の業務運営の確保、②ソーシャルレンディング等のファンドに関する規定の整備、③トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の有価証券化、④金融商品取引業者等のウェブサイトにおける標識掲示義務等に関する諸改正が提案されています。また、振替法等の一部を改正する法律案に関しては、⑤上場日程の期間短縮等に関する改正が提案されています。

【① 顧客本位の業務運営の確保】

顧客本位の業務運営の確保については、これまでプリンシプルベースの「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく対応が中心でしたが、本法律案は、ルールベースの規定を導入するものです。

具体的には、まず、「最善の利益を考えた業務運営の確保」として、各業態に対する横断的な規制という形で、金サ法 1 条の目的に「金融サービスの提供等に係る業務を行う者の職責を明らかにする」ことが加わり、2 条において、顧客等に対する誠実義務が新設されました。当該誠実義務は、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」（同条 1 項）というものです。当該誠実義務を負う「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」は、同条 2 項で定義されており、金融商品取引業者、銀行、信託銀行、保険会社、資金移動業者、貸金業者、企業年金等、様々な業態の金融機関が含まれます。誠実義務については、従前、金融商品取引法 36 条 1 項において「顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」との規定がありました（本法律案により、削除予定）。本法律案における金サ法 2 条 1 項とかかる従前の規定との違いは「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」という最善の利益の勘案義務の有無にあります。「顧客等の最善の利益」とは何か、「勘案」としてどの程度の行為が求められるのか等、今後議

Client Alert - Financial Sector

論されていくと考えられます。この点について、改正趣旨としては、金融商品の販売会社において、リスクが分かりにくく、コストが合理的でない可能性のある商品を十分な説明なく推奨・販売（例：仕組債）していたり、金融商品の運用会社において、顧客利益より販売促進を優先した金融商品の組成・管理をしていたり、といった課題があり、それに対する対応としての最善の利益を考えた業務運営の確保であるとの説明が行われています¹。また、改正の前提としての「[金融審議会 市場制度ワーキング・グループ『顧客本位タスクフォース』中間報告](#)」においても一定の示唆はされておりますが、今後監督指針の改正等によるさらなるルールの具体化があり得るのか、あるいは事業者におけるイノベティブな取組みを期待して対話とモニタリングの手法が採られるのかという点にも要注目です。

なお、「顧客本位の業務運営」のルール化については、上記に加えて「顧客への情報提供の充実」として、金融商品取引法上の契約締結前の書面の交付の規定が拡充され、「顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的（…「顧客属性」という。）に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない」との一般的な規定が追加されています（金融商品取引法 37 条の 3 第 2 項（新設））。

【② ソーシャルレンディング等のファンドに関する規定の整備】

②は、ソーシャルレンディング²等の運用を行うファンド持分を販売する第二種金融商品取引業者に対して、(1)出資対象事業の状況に係る顧客への情報提供（運用報告書の提供）が契約その他の法律行為に基づき確保されていない場合における顧客に対する売買・募集等を禁止するとともに、(2)インターネットを用いてかかるファンド持分の募集を行う場合について、電子募集取扱業務と同様の規定の整備を行うものです。

この改正は、「ソーシャルレンディング等の運用行為を行う第二種金融商品取引業者が運営するファンドを巡って投資家への情報提供等に関する問題が認められる事案が発生」したことに端を発して提案されたものとされており³、かねてより、ソーシャルレンディングに関して複数の行政処分事例が発生したこと⁴を念頭に置いているものと考えられます。

【③ トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の有価証券化】

¹ [第 211 回国会における金融庁関連法律案 金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料 2 ページ](#)。

² 「インターネットを用いてファンド形態で出資を募り、投資家からの出資を企業等に貸し付ける仕組み」と説明され、本法律案においては「第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業をいう。第四十条の三の三において同じ。）が主として金銭の貸付けを行う事業であるものその他の政令で定めるもの」とされています（本法律案における改正金融商品取引法 29 条の 2 第 1 項 10 号）。

³ 本法律案に関する[法律案要綱](#) 1 ページ。

⁴ 参考：金融庁ウェブサイト「[ソーシャルレンディングへの投資にあたってご注意ください](#)」等。

Client Alert - Financial Sector

③は、不動産特定共同事業契約⁵に基づく権利をブロックチェーン技術を活用してトークン化し、流通させようとする動きがあることを踏まえ、これらのトークン化された権利についても金融商品取引法上の各種規制を及ぼそうとするものです。具体的には、不動産特定共同事業契約に基づく権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値⁶に表示される場合において、当該不動産特定共同事業契約に基づく権利を有価証券とみなされる権利の定義に含むことにより、販売勧誘規制等をはじめとした、金融商品取引法上のいわゆる「第二項有価証券」に関する各種の規制が適用されることとなります。

【④ 金融商品取引業者等のウェブサイトにおける標識揭示義務等】

④は(1)金融商品取引業者等が営業所に掲示する標識と同内容の情報⁷をウェブサイトにおいて行うこと等を義務付けるとともに、(2)上場会社の役員又は主要株主が短期売買利益を得たと認められる場合において、当該上場会社の株主が、内閣総理大臣に対して、当該利益を得た役員又は主要株主の商号、名称又は氏名に関する情報の提供を求めることができることとするものです。

【⑤ 上場日程の期間短縮のための振替法の改正】

振替法に関しては、⑤上場日程の期間短縮に関する改正が提案されています。この改正は、スタートアップ企業をはじめとする未上場企業が上場する際に、振替法により上場承認日から上場日までの間に1ヶ月以上空けることが求められているところ、この1ヶ月の期間を短縮することが可能となるように振替法を改正するものです。具体的には、振替株式の交付にあたって上場承認日に行われている通知について、交付日(上場日)の1ヶ月前までに行うこととされていたところ、本改正により、この1ヶ月の期限に代えて、通知日(上場承認日)から上場日の間には、既存株主からの口座情報の受付期間として必要な期間として主務省令で定める期間(及び受け付けた口座情報に係る事務処理に要する期間)を空ければよいこととなります。但し、本稿執筆時点において当該「主務省令で定める期間」としてどの程度の期間が定められるかは明らかではないため、今後の主務省令に関する改正の行方が注視されます。

⁵ 当事者が出資を行い、その出資に基づき不動産取引を営み、当該取引から生ずる収益の分配を行うことを約する、不動産特定共同事業法の定める一定の契約をいいます。これまでは不動産特定共同事業法に基づき規制されており、原則として金融商品取引法による規制は適用されていませんが、今般の法律改正案はその例外として金融商品取引法による規制の及ぶ類型を追加するものです。

⁶ 電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限られます。

⁷ 営業所に掲示する標識においては、金融商品取引業者の場合、登録を受けている業種、登録番号、商号、名称もしくは氏名及び加入している金融商品取引業協会の名称の記載が求められています(金融商品取引業に関する内閣府令別紙様式十号)。

Client Alert - Financial Sector

(以上、4. 証券（一種、二種、金融仲介）(1) 第 211 回国会における金融庁関連法律案の公表について)

パートナー 宮田 俊
☎ 03-6266-8732
✉ suguru.miyata@mhm-global.com

カウンセラー 白根 央
☎ 03-6266-8917
✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 富永 喜太郎
☎ 03-6213-8117
✉ yoshitaro.tominaga@mhm-global.com

アソシエイト 平川 諒太郎
☎ 03-5223-7712
✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

(2) 金融商品取引業者等の法定帳簿の国外保存に係る留意事項に関する監督指針改正案の公表

法令に作成及び保存義務が規定されている金融商品取引業者等の業務に関する帳簿書類を国外において保存する場合の留意点等に関し、[金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針等の改正案](#)がパブリックコメントに付されました。

この改正案では、当該帳簿書類について、国内で閲覧可能な電磁的記録となっていれば、当該帳簿書類が外国に設けた営業所又は事務所において作成されたか否かにかかわらず、海外サーバーでの保存を認めるものであることが示されています⁸。

また、その際の留意事項として、顧客等に関する情報管理態勢やシステムリスク管理態勢等に十分留意されている必要があること、また、当該国外において不正アクセスに限らず第三者への情報流出やシステムの安定稼働への支障が生じるリスクについても適切に勘案されている必要があることが、それぞれ示されています。

(以上、4. 証券（一種、二種、金融仲介）(2) 金融商品取引業者等の法定帳簿の国外保存に係る留意事項に関する監督指針改正案の公表について)

シニア・アソシエイト 富永 喜太郎
☎ 03-6213-8117
✉ yoshitaro.tominaga@mhm-global.com

⁸ この点については、[デジタル庁のデジタル臨時行政調査会作業部会（第16回）](#)で公表された「デジタル完結に向けた方針決定事項（金融関連）」での議論（No.23）の影響も推察されます。

Client Alert - Financial Sector

(3) 東証 「IPOに関する上場制度等の見直しについて」に対するパブリックコメント結果及び回答の公表

東京証券取引所（以下「東証」といいます。）は、2022年12月16日に「IPOに関する上場制度等の見直しについて」と題する上場制度の見直し案⁹を公表していましたが、2023年3月10日にこれに対するパブリックコメントの結果とその回答が公表されました。

当該パブリックコメントの結果及び回答においては、「1. 新規上場プロセスの円滑化」、「2. ダイレクトリスティングの導入」、「3. 純資産の額に関する上場維持基準の見直し」及び「4. その他」の4項目に分けてその内容が公表されています。基本的に、当該見直し案で示された方向性が維持されており、今後はかかる方向性に従い、東証において各種の規則改正が行われることが想定されます。

（以上、4. 証券（一種、二種、金融仲介）(3) 東証「IPOに関する上場制度等の見直しについて」に対するパブリックコメント結果及び回答の公表について）

パートナー 宮田 俊
☎ 03-6266-8732
✉ suguru.miyata@mhm-global.com
アソシエイト 平川 諒太郎
☎ 03-5223-7712
✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

(4) 日証協 仕組債の販売勧誘に関するガイドライン等改定

2023年2月15日から3月16日、日本証券業協会（以下「日証協」といいます。）は、[複雑な仕組債等の販売勧誘に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正](#)について、パブリックコメントを募集しました。

「複雑な仕組債等」については、2011年2月1日、デリバティブ取引等に係る投資勧誘規則の見直しに伴う改正があった際、関係する「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下「投資勧誘規則」といいます。）やその考え方（各種ガイドライン）が整備されたものですが、その後、複雑な仕組債等の販売勧誘に関して投資者から寄せられる苦情件数の増加や問題点の指摘を受け、販売勧誘態勢の厳格化を行ったのが今回の改正となります。

改正対象は、投資勧誘規則のほか、勧誘開始基準ガイドライン、合理的根拠適合性ガイドライン、重要事項説明ガイドライン、広告指針等、複雑な仕組債等の販売勧誘

⁹ 当該見直し案については、当事務所の [CAPITAL MARKETS BULLETIN 2022年12月号 \(Vol.67\)](#) も併せてご参照ください。

Client Alert - Financial Sector

に関係する幅広いガイドライン等に及んでいます。主な改正内容は、勧誘開始の時点で投資未経験者や保有資産が大きな損失に耐えられない者を除外することや、複雑でリスクの高い商品の販売勧誘態勢の構築・見直しについてのトップマネジメントを求めること等です。

また、今回の改正のほか、6月末までに、複雑な仕組債等の組成コストの開示やリスク・リターンの分析・開示のあり方について、「『重要情報シート』に関するQ&A」の改正等が行われることも示されています。

改正内容の詳細等につきましては、当事務所の [FINANCIAL REGULATION BULLETIN 2023年2月号「仕組債の販売勧誘に関する日証協ガイドライン等改定」](#) をご参照ください。

(以上、4. 証券（一種、二種、金融仲介）(4) 日証協 仕組債の販売勧誘に関するガイドライン等改定について)

シニア・アソシエイト 富永 喜太郎
☎ 03-6213-8117
✉ yoshitaro.tominaga@mhm-global.com

(5) 日証協 事業承継の円滑化に向けた「店頭有価証券に関する規則」の改正

日証協は、2023年1月17日に「[事業承継の円滑化に向けた『店頭有価証券に関する規則』の一部改正（案）について](#)」を公表してパブリックコメントに付し、同年3月3日にその結果を公表しました。これは、2022年6月22日に公表された[金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理](#)の提言を踏まえて、証券会社が勧誘可能な非上場株式の取引の範囲を拡大すべく提案されたもので、その内容は以下のとおりです。

- ① 証券会社が経営権の移転等を目的とした有価証券の取引又は取引の媒介に係る投資勧誘を行うための要件として、買付者又は買付者が指名した者が発行会社の代表者に就任することを求めないこととする。
 - ② 証券会社は、発行会社や発行会社の代表者等が、将来の経営権の移転等のために行う店頭有価証券の買付けに関する店頭有価証券の取引に係る投資勧誘を行うことができることとし、必要な規定の整備を行う。
- ①は、これまで、証券会社が投資勧誘を行うためには、非上場株式の買付者又はその指名する者が当該非上場会社の代表者に就任することが要件とされていたところ、上記中間整理の時点において取引実績がなかったことの指摘を受け、かかる要件を撤廃するものです。

また、②はこれまで代表者になろうとする者が買付けを行う場合に限って証券会社が投資勧誘を行うことを認める規定ぶりであったところ、「現時点では具体的な事業

Client Alert - Financial Sector

承継先や買い手は存在しないが、将来的な事業承継等に備えて株式を買い集めておきたい発行会社のニーズに証券会社は関与できない」といった課題があったとされていること¹⁰から、既に代表者である者や発行会社が買付けを行う場合等においても証券会社による投資勧誘が可能であることとするものです。

なお、この改正は2023年4月1日から施行されます。

(以上、4. 証券（一種、二種、金融仲介）(5) 日証協 事業承継の円滑化に向けた「店頭有価証券に関する規則」の改正について)

パートナー 宮田 俊
☎ 03-6266-8732
✉ suguru.miyata@mhm-global.com
アソシエイト 平川 諒太郎
☎ 03-5223-7712
✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

5. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）

(1) 投資信託協会「MMF等の運営に関する規則」等の一部改正に係るパブリックコメントの結果公表

[Client Alert – Financial Sector Vol.3](#)でお知らせしたとおり、投資信託協会は、2022年11月11日、「MMF等の運営に関する規則」等の一部改正案を公表し、パブリックコメント手続きを行っていましたが、2023年1月19日、[その結果](#)が公表されました。パブリックコメント手続きの結果、①直販業者（第二種金融商品取引業者）の販売するMRFも本改正の規制対象に加える、②販売会社における月次開示の方法として、販売店頭備置又はホームページ掲載のいずれかとする旨の修正がなされ、同日から改正が実施されました。

本改正は、マネー・マーケット・ファンド（MMF）の強靱性強化の観点から、MMFに関する規定をより厳格なMRFの規定に合わせる趣旨で、既存のMMFに関する規定を削除し、MRFに関する規定にMMFを含めるものとなります。また、格付依存・規制閾値の撤廃や、流動性向上及び緊急時対応策（コンティンジェンシー・プラン）の策定に係る規定が新設される等の改正が行われました。

MMF等の運営に関する規則27条の7第1項により策定が求められるコンティンジェンシー・プランについては、同項により金融庁に対する提出が求められます。パブリックコメント回答項番15によれば、今後固定基準価額型のMMFを新設する場合は、設定前に金融庁に相談の上でコンティンジェンシー・プランの提出が求められる

¹⁰ 2023年1月17日付・日証協「(参考資料) 事業承継の円滑化に向けた『店頭有価証券に関する規則』の一部改正（案）に関するパブリックコメントの募集について」3ページ。

Client Alert - Financial Sector

とされています。これに関して、金融庁においては、下記(2)のとおり、これに対応する監督指針改正を予定しています。

なお、既存のマナー・リザーブ・ファンド（MRF）については、2023年7月19日まで従前の規定による経過措置が講じられています。

(2) ファンド等モニタリング調査及び MRF・MMF の脆弱性対応に係る「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表

金融庁は、2023年1月27日付にて、[金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正案](#)を公表し、パブリックコメントの手続きを開始しました。パブリックコメント期間は、2023年2月27日に終了しています。

本改正は、①ファンド等モニタリング調査に係る改正と、②MRF及びMMFの脆弱性対応に係る改正の2点を含みます。

①は、2017年の金融安定理事会（FSB）による資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性に対する政策提言及び2019年の証券監督者国際機構（IOSCO）による投資ファンドのレバレッジ評価枠組みに係る提言を受けての改正であるとされています。対象は、毎年6月末における直近の事業年度終了時点において、1契約又は1ファンドあたりの純資産額が500億円以上のファンド又は顧客資産を運用する、投資運用業者（投資一任業者、投資信託委託会社、投資法人の資産運用会社、ファンド運用業者はいずれも含まれます。）及び適格機関投資家等特例業者です。これらの業者に対し、取引先リスク・流動性リスクに関する事項等、大きく12項目に関してモニタリング調査表の回答・提出が要請されることとなります。

②は、上記「(1) 投資信託協会『MMF等の運営に関する規則』等の一部改正」と同目的のものであり、2021年10月のFSBによるMMFの強靱性向上のための政策提案を受けての改正となります。同協会MMF等の運営に関する規則27条の7第1項に基づき金融庁に提出されるコンティンジェンシー・プランの内容が、同規則の内容を遵守し、また、実効的なものとなっているか等について、金融庁において確認を行うことが予定されています。

(3) 第211回国会における金融庁関連法律案

2023年3月14日提出の[「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」](#)及び[「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」](#)（本法律案）が、金融庁ウェブサイトにて公表されています。

アセット・マネジメント分野と特に関係があるものとして以下の改正が予定されています。

Client Alert - Financial Sector

- ・ 金融商品取引法からの誠実公正義務の削除及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律における最善利益義務の新設
金サ法2条2項各号に掲げる「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」は、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならないとする最善利益義務の新設が提案されています。これに伴い、「顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」と定めていた金融商品取引法36条1項の規定が削除されています。当該改正は、[Client Alert – Financial Sector Vol.4](#)でお知らせした「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ『顧客本位タスクフォース』中間報告」を受けたものであり、これまで誠実公正義務の対象だった金融商品取引業者等に加え、年金基金等もその対象となっています。同項19号に基づき政令指定が可能となっているため、政令により最善利益義務の対象者を拡大することも可能とされています。金融商品取引法36条1項から文言が変更されることから、投資運用業者や年金基金において当該義務を遵守するため、どのような点に留意していく必要があるか等が今後議論されていくと考えられます。
- ・ 投資信託委託会社による情報提供義務
投資信託委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき、運用報告書（交付運用報告書及び運用報告書（全体版））の交付義務が定められていますが、かかる義務について、運用報告書という書面の交付義務から電磁的方法を含む情報提供義務に変更する改正案が提出されています（投信法14条）。
- ・ 投資法人の利益の定義の見直し
投資法人の「利益」の算定にあたり、評価・換算差額等の評価額をその算定の基礎から控除する改正が提案されています（投信法136条）。
- ・ 投資法人登録簿・特定目的会社登録簿の公衆縦覧
投資法人登録簿及び特定目的会社登録簿について、インターネットによる公衆縦覧を予定した改正が提案されています（投信法189条及び資産の流動化に関する法律8条）。

（以上、5. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）について）

カウンセラー 白川 剛士
☎ 03-6266-8736
✉ tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

6. バンキング、ストラクチャードファイナンス

(1) 債権譲渡の対価としてされた金銭の交付が貸金業法 2 条 1 項と出資法 5 条 3 項にいう「貸付け」にあたることとされた事例

2023 年 2 月 20 日、最高裁第 3 小法廷において債権譲渡の対価としてされた金銭の交付が貸金業法・出資法上の「貸付け」に該当する旨の判示がなされた事例がありましたので、以下に簡潔に紹介します。

本件では、労働者である顧客から、その使用者に対する貸金債権の一部を額面額から 4 割程度割り引いた額で譲受け、同額の金銭を顧客に交付する取引（以下「本件取引」といいます。）が貸金業法・出資法上の「貸付け」に該当するかが問題となりました。本件取引では、契約上、使用者の不払いの危険は譲受人が負担するとされていた一方、希望する顧客は譲渡した貸金債権を額面額で買い戻すことができること、顧客が買い戻しを希望する場合には買い戻し日まで債権譲渡通知が留保されること、が定められていました。

最高裁は、①譲渡対象となったのは貸金債権であり、貸金債権の譲受人は自ら使用者に対してその支払いを求めることは許されないため、債権譲受人は、実際には債権を買い戻させること等により顧客から資金を回収するほかなかつたと認められること、②顧客は使用者に対する債権譲渡通知を避けるため、事実上、自ら債権を買い戻さざるを得なかつたと認められることから、本件取引に基づく金銭の交付は、形式的には債権譲渡の対価としてされたものであり、また使用者の不払いの危険は譲受人が負担するとされていたとしても、実質的には譲受人と顧客の二者間における、返済合意がある金銭の交付と同様の機能を有するものであり、貸金業法 2 条 1 項と出資法 5 条 3 項にいう「貸付け」にあたる旨判示しました。

本件の判示事項は、貸金債権の特殊性から給与ファクタリングは原則として貸金業法上の「貸付け」に該当する旨の金融庁の従前の見解¹¹と合致するもので、実務上参考になるものと考えられます。

(以上、6. バンキング、ストラクチャードファイナンスについて)

シニア・アソシエイト 久保 圭吾
☎ 03-6266-8975
✉ keigo.kubo@mhm-global.com

¹¹ <https://www.fsa.go.jp/user/factoring.html>

Client Alert - Financial Sector

7. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業

(1) 「資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン（案）」に関するパブリックコメントの結果公表

厚生労働省は、2023年3月8日、「資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン（案）」に関するパブリックコメントの結果を公表しました。同ガイドラインは、2023年4月1日から厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払が認められる省令改正が施行されることに伴い、指定要件、指定手続等に関する詳細や、指定を受けた資金移動業者の業務上の留意点を定めるものです。昨年12月28日に公表されたガイドライン案からは以下のような点が追加されています。

- ・ 指定代替口座は労働者本人名義のものに限ること
- ・ 指定代替口座への送金に係る手数料を労働者に負担させる場合に利用規約のみならず指定資金移動業者のホームページ等で周知すること
- ・ 指定代替口座の有効性を事前に確認する必要があること
- ・ 指定代替口座の変更の際には申告するように労働者に求めること
- ・ 補償する場合としない場合がある場合には労働者にわかりやすく説明すること

(2) 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表

金融庁は、2023年2月17日、[「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）](#)を公表しました。2023年4月1日から厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払が認められる省令改正が施行されることに伴い、指定資金移動業者については、平時より流動性確保のためのモニタリングを実施することも含め、払出見込額を適切に確保するための必要な対策を講じられているか確認すること等が提案されています。

(以上、7. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業について)

カウンセル 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

8. クレジットカード（割販法）

(1) IPA(独立行政法人情報処理推進機構)「EC サイト構築・運用セキュリティガイドライン」を公開

独立行政法人情報処理機構は、2023年3月16日に、[「EC サイト構築・運用セキュリティガイドライン」](#)を公開しました。

近年、EC サイトからの個人情報及びクレジットカード情報の流出事件が多数発生しており、その被害の大半を適切なセキュリティ対策が行われていない中小企業の自主構築サイトが占めていることを踏まえ、EC サイトのセキュリティ確保のために経営者が実行すべき項目や、セキュリティ対策を担当する実務担当者が具体的に実践すべきセキュリティ対策の内容をまとめたものです。

(2) 経産省、警察庁及び総務省、クレジットカード会社等に対するフィッシング対策の強化を要請

経済産業省、警察庁及び総務省は、クレジットカード番号等の不正利用の原因となるフィッシング被害が増加していることに鑑み、クレジットカード会社等に対し、送信ドメイン認証技術（Domain-based Message Authentication, Reporting, and Conformance=DMARC）の導入や、フィッシング対策協議会が策定した「フィッシング対策ガイドライン」においてフィッシングに対して有効とされている対策を実施することを内容とする[フィッシング対策の強化を要請](#)しました。

(3) クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会報告書の公表

経済産業省は、2023年1月20日に、「[クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会報告書](#)」を公表しました。概要については、下記 11. データ・セキュリティの(1)をご参照ください。

(以上、8. クレジットカード（割販法）について)

カウンセル 篠原 孝典
☎ 03-6266-8783
✉ takanori.shinohara@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

9. 暗号資産交換業・デリバティブ

(1) 暗号資産、ステーブルコインに関する犯収法等の改正

金融庁は、2023年2月3日、昨年に成立・公布された、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年6月10日法律61号。以下「改正資金決済法」といいます。）及び「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和4年12月9日法律97号。以下「FATF 勧告対応法」といいます。）の改正に係る、[犯収法関連の政令・施行規則案等](#)を公表しました。また、財務省は、2023年2月23日、FATF 勧告対応法の改正等に伴い、関連する政令・省令案の整備として、関連する政省令等の改正案を公表しました。

これらの主な改正事項の1つとして、暗号資産や電子決済手段（パーミッションレス型のステーブルコイン（特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術等を用いているもの））に関するマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の整備が行われています。改正事項の概観については、下記10. マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策をご参照ください。

(以上、9. 暗号資産交換業・デリバティブについて)

カウンセル 白根 央
☎ 03-6266-8917
✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

10. マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策

(1) 犯収法施行令、犯収法施行規則等の改正案の公表

上記9. 暗号資産交換業・デリバティブの(1)のとおり、金融庁は、2023年2月3日、昨年に成立・公布された、改正資金決済法及びFATF 勧告対応法の改正に係る、[犯収法関連の政令・施行規則案等](#)を公表しました。改正資金決済法では、高額電子移転可能型前払式支払手段（前払式支払手段のうち、高額のチャージや価値移転・譲渡が可能なもの）や電子決済手段に関する法整備が行われたことに伴い、犯収法の改正も行われました。また、FATF 勧告対応法では、FATF（マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策のための国際基準の策定・履行の審査を担う政府間会合）による第4次対日相互審査の結果等を踏まえた犯収法等の改正が行われました。今回公表された政令・施行規則の内容としては、以下のようなものがあります。

Client Alert - Financial Sector

- ・新たに犯収法上の特定事業者に追加された高額電子移転可能型前払式支払手段発行者に関する、特定業務（取引記録等の作成・保存義務等の対象となる業務をいいます。）及び特定取引（取引時確認義務等の対象となる取引をいいます。）の規定の追加
- ・新たに犯収法上の特定事業者に追加された電子決済手段等取引業者等に関する、特定業務及び特定取引の規定の追加
- ・トラベルルールと呼ばれる、暗号資産や電子決済手段の移転時に送付人・受取人の情報を暗号資産交換業者や電子決済手段等取扱業者の間で通知する義務が規定されたことに伴い、当該義務の対象から除外する国又は地域の要件や、トラベルルールに基づく通知事項等の規定の追加
- ・電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者がアンホステッド・ウォレット（暗号資産・電子決済手段を管理する口座のうち、暗号資産交換業者や電子決済手段等取扱業者等の事業者が管理していないものをいいます。）等と取引を行う際の所有者情報の収集・保存の義務の規定の追加
- ・暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者が暗号資産・電子決済手段の移転に係る提携契約を締結する際の確認義務に基づく契約相手のマネロン対策状況の確認方法・基準の設定

(2) 外国為替令等の一部を改正する政令案等の公表

上記 9. 暗号資産交換業・デリバティブの(1)のとおり、財務省は、2023年2月23日、FATF 勧告対応法の改正等に伴い、関連する政令・省令案の整備として、関連する政省令等の改正案を公表しました。

FATF 勧告対応法では、電子決済手段を利用した取引への資産凍結に関する対応や、金融機関や暗号資産交換業者等による資産凍結措置の態勢整備義務を定める外為法の改正が行われました。今回公表された政令・施行規則の内容としては、以下のようなものがあります。

- ・電子決済手段を特定資本取引の対象に追加するほか、電子決済手段における本人確認、報告及び本邦通貨との換算方法に関する規定を追加
- ・外国為替取引等取扱業者として態勢整備義務を負う範囲として金融機関や資金移動業者、電子決済手段等取引業者等、両替業者を規定
- ・外国為替取引等取扱業者遵守基準（外国為替取引等取扱業者が求められる態勢整備の内容）等を定める省令の新設
- ・第三者経由の制裁対象者への支払等や資本取引が規制対象であることを明確化する等、FATF の第 4 次対日相互審査の結果を踏まえた規定の整備

Client Alert - Financial Sector

(以上、10. 犯収法について)

カウンセル 白根 央
☎ 03-6266-8917
✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

11. データ・セキュリティ

(1) クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会報告書の公表及びクレジットカード・セキュリティガイドラインの改訂

経済産業省は、2023年1月20日に、「[クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会報告書](#)」を公表しました。

この報告書は、①クレジットカード番号等の適切管理の強化（漏えい防止）、②クレジットカード番号等の不正利用防止、③クレジットカードの安全・安心な利用に関する周知・犯罪の抑止という3つの方向性に沿って、技術的な観点も含めて有識者検討会において議論し、クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化に向けた具体的な取組みと今後の課題をまとめたものです。

この報告書に基づく取組みは多岐にわたっており、例えば、「クレジットカード・セキュリティガイドライン」を改訂して、EC加盟店におけるシステム、ECサイト自体の脆弱性対策（設定不備への対策、脆弱性診断、マルウェア対策等）を必須化すること、原則全てのEC加盟店でEMV 3DS（3Dセキュア 2.0）の導入を進めること等が示されています。また、今後さらなる検討を要する事項として、例えば、クレジットカード番号等の漏えい時の国への報告の制度的措置の必要性等が挙げられています。

この報告書を一部反映する形で、2023年3月15日に、2022年3月の3.0版を改訂した「[クレジットカード・セキュリティガイドライン【4.0版】](#)」が公表されました。このガイドラインは、クレジットカード番号等の適切管理措置義務（割賦販売法35条の16）、不正利用防止義務（割賦販売法35条の17の15）の実務上の指針と位置付けられており、ガイドラインに掲げられた措置又はそれと同等以上の措置を適切に講じている場合は、同法で定めるセキュリティ対策の基準を満たしていると認められるため、ガイドラインの改訂は、実質的には割賦販売法に基づく義務の改正ともいえます。主な改訂事項としては、上記報告書のとおり、原則全てのEC加盟店において、2025年3月末までにEMV 3DS（3Dセキュア 2.0）を導入すること等が挙げられます。

なお、上記報告書でも言及されていますが、ECサイト全般のセキュリティ対策に関して、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は、2023年3月16日、「[ECサイト構築・運用セキュリティガイドライン](#)」を公表しました。

Client Alert - Financial Sector

(2) 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ防護に関する基本指針案等の公表

2023年2月8日、「[経済安全保障法制に関する有識者会議（令和4年度～）](#)」の第5回が開催され、経済安全保障推進法¹²に基づく基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度に関する基本指針¹³案（以下「基本指針案」といいます。）等が公表されました（[資料7](#)）。2023年3月以降に閣議決定がなされる見込みです。

この制度は、大要、金融やクレジットカードを含む基幹インフラ事業14業種のうち、政令で指定される特に重要な事業（特定社会基盤事業）を営む事業者のうち、所管大臣により省令で定める基準に基づき指定された対象事業者（特定社会基盤事業者）は、重要な設備（特定重要設備）の導入や一定の維持管理（重要維持管理等）の委託を行う際に、事前審査を受けなければならないというものです。

今般公表された基本指針案は、この制度に関する基本的な考え方を示すもので、例えば、下位法令で定める事項に関する基本的な考え方（政令指定予定の「特定社会基盤事業」や、省令で定める予定の「特定社会基盤事業者」の指定基準、「特定重要設備」、及び「重要維持管理等」等）を示すとともに、サイバー攻撃その他の「特定妨害行為」の考え方や、事前審査に関する「リスク管理措置」等についての考え方が示されています。

このうち、特定社会基盤事業者の指定基準については、同会議の[資料8](#)として公表された「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度における特定社会基盤事業・特定社会基盤事業者の指定基準の考え方（案）」において、例えば、法50条に記載の「銀行法第二条第二項各号に掲げる行為のいずれかを行う事業」について、(a)銀行法2条2項に規定する銀行業等を対象事業として指定するとした上で、(b)当該事業を営む者のうち、預金残高が10兆円以上、口座数1,000万口座以上ATM台数1万台のいずれかの基準を満たすものを対象事業者とする旨の案が示されています¹⁴。

(3) 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議

2023年2月22日、[経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議](#)が設置され、第1回会議が同日、第2回会議が同年3月14日に開催されました。この有識者会議は、同年2月14日に開催された経済安全保障推進会議（第4回）において、セキュリティ・クリアランス制度に関して、ニーズや論点

¹² 正式名称は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）」です。

¹³ 正式名称は、「特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針」です。2023年2月11日から同年3月12日までパブリックコメントを募集していました。

¹⁴ 詳細については、[データ・セキュリティ / CRISIS MANAGEMENT / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN 2023年2月14日号](#)をご参照ください。

Client Alert - Financial Sector

等を専門的な見地から検討する有識者会議を立ち上げることとされたことを踏まえて設置されたものです。

セキュリティ・クリアランスとは、国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報を指定することを前提に、当該情報にアクセスする必要がある者(政府職員及び必要に応じ民間の者)に対して政府による調査を実施し、当該者の信頼性を確認した上でアクセス権を付与する制度です。そして、特別の情報管理ルールを定め、当該情報を漏えいした場合には厳罰を科すことが通例となっています。

第1回会議では、国際ビジネス・共同研究開発等におけるニーズに関する議論、機微性の高い情報保全の必要性に関する議論、諸外国との連携等様々な観点での議論が行われました。同会議の[資料3](#)では、情報保全の枠組みの例がまとめられており、例えば、特定秘密の保護に関する法律に基づく特定秘密の管理に関する制度や、不正競争防止法に基づく営業秘密に関する制度等が紹介されています。

セキュリティ・クリアランスについては、今後1年程度の検討を経て法制化等の措置を行うことが想定されます。

(4) サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンスの公表

2023年3月8日、サイバーセキュリティ協議会¹⁵運営委員会に設置された「[サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会](#)」(事務局は、警察庁、総務省、経済産業省、サイバーセキュリティ協議会事務局(NISC、JPCERT/CC)が務めています。)は、「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス」を公表しました。

このガイダンスの案は、2022年12月27日から2023年1月30日までパブリックコメントを募集していたものです¹⁶。案の段階から表現等に関する修正はありましたが、大きな変更は加えられておりません。このガイダンスは、サイバー攻撃被害を受けてしまった場合に、どのように情報共有又は公表を行うかについて実務上の参考になるものと考えられます。

ガイダンスの内容については、[データ・セキュリティ NEWSLETTER Vol.16](#) もご参照ください。

¹⁵ サイバーセキュリティ基本法17条に基づき設置されたサイバーセキュリティに関する情報共有体制です。

¹⁶ このガイダンスの案については、[Client Alert – Financial Sector Vol.4](#) もご参照ください。

Client Alert - Financial Sector

(以上、11. データ・セキュリティについて)

カウンセラー 蔦 大輔

☎ 03-6266-8769

✉ daisuke.tsuta@mhm-global.com

アソシエイト 塩崎 耕平

☎ 03-5293-4860

✉ kohei.shiozaki@mhm-global.com

12. サステナビリティ

(1) 「金融機関によるトランジション・ファイナンスを通じた脱炭素化支援を推進していくための官民の取組について」の公表について

金融庁・経済産業省・環境省は、民間金融機関 10 社とともにワーキンググループを立ち上げ、その検討結果として 2023 年 2 月 21 日に「[金融機関によるトランジション・ファイナンスを通じた脱炭素化支援を推進していくための官民の取組について](#)」を発表しました（同年 3 月 1 日更新）。その取組みの一環として、同ワーキンググループから「ファイナンスド・エミッション」に関する課題提起ペーパーが公表されています。「ファイナンスド・エミッション」とは、投融資先の GHG 排出量を指しているところ、当該課題提起ペーパーにおいては、2050 年カーボンニュートラルに向けて不可欠となるトランジション・ファイナンス¹⁷を行うにあたり、多排出企業への資金供給により一時的にファイナンスド・エミッションが増加することや、その懸念により多排出産業に対する投融資を差し控える行動が生じることへの問題意識が示されています。

当該課題提起ペーパーは、その基本的な考え方として「(1) 金融機関の開示の在り方に関する検討の必要性」及び「(2) 我が国が果たすべき役割とワーキンググループの役割」を掲げています。

「(1) 金融機関の開示の在り方に関する検討の必要性」に関しては、ISSB においてもファイナンスド・エミッションの開示を求める方向で議論されていること等からファイナンスド・エミッションが気候関連開示指標として重視されつつある現状を踏まえつつ、足元のファイナンスド・エミッションの増加を忌避することによるトランジション・ファイナンスへの資金供給の遅れを懸念しています。そのような懸念に対して、「金融機関はトランジションに向けた資金供給の状況やイノベーションへの支援状況等にも焦点を当て、実体経済の脱炭素化への取組を総合的に説明していくことが重要」としつつ、「そのような金融機関が適切に評価されるように、従来の financed emissions の算定・開示に加え、当該算定方法の工夫や他の指標を含む開示を促し、脱炭素化のための資金供給を更に後押しすべき」との意見を明らかにしています。

¹⁷ 「一足飛びに脱炭素が困難な多排出産業の移行に係る取組に対する資金供給」と説明されています。

Client Alert - Financial Sector

また「(2) 我が国が果たすべき役割とワーキンググループの役割」として、「既存の国際的なルールに則りつつ、金融機関自身のネットゼロに向けた取組が適切に評価される為の開示に関する国際原則にも具体的な選択肢を提示することで貢献するとともに、アジアでの脱炭素化に向けた動きを加速化させるべく、取り組んでいく。」との方針を示し、そのために政府間での議論や基準設定主体を含めた民間における議論を通じた環境整備が期待される旨を述べています。

その上で、今後の対応方針として、「トランジション・ファイナンスの促進と整合的な financed emissions の算定や開示のあり方について、国際的な民間イニシアチブ等の議論を踏まえて、2023年夏頃までに検討結果を取り纏める。」とした上で、「取り纏め結果については政府間での議論や民間イニシアチブに還元することで知見を広く共有し、金融機関による脱炭素化への資金供給が更に進むよう環境整備を促していく。」としています。

(以上、12. サステナビリティについて)

パートナー 宮田 俊
☎ 03-6266-8732
✉ suguru.miyata@mhm-global.com
アソシエイト 平川 諒太郎
☎ 03-5223-7712
✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー [『第 5116 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～リスク分担の押さえておくべきポイント～」』](#)
開催日時 2023年5月9日(火) 13:30~15:30
講師 末廣 裕亮
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー [『Web3、NFT、メタバースの法律実務と政策動向～概要から最新動向まで丁寧に解説～』](#)
開催日時 2023年5月11日(木) 13:30~16:30
講師 増田 雅史
主催 金融財務研究会

Client Alert - Financial Sector

- セミナー [『サステナブルファイナンスの法務と実務～融資実務から見た課題と今後の取組みに向けて～』](#)

開催日時 2023年5月12日（金）10:00～12:00

講師 末廣 裕亮、富永 喜太郎

主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー [『第5124回金融ファクシミリ新聞社セミナー「ベンチャー・キャピタル／プライベート・エクイティ・ファンドの組成及び契約実務ー特定投資家制度やLLPをGPとするスキームに関連する改正といった最新トピックを含め、投資家側の着眼点も交えて詳説ー』](#)

開催日時 2023年5月22日（月）13:30～16:30

講師 中野 恵太

主催 株式会社FNコミュニケーションズ

文献情報

- 本 <https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

『いまさら聞けないWeb3、NFT、メタバースについて増田雅史先生に聞いてみた』

出版社 株式会社 Gakken

著者 増田 雅史

- 本 『詳解 保険業法 [第2版]』

出版社 一般社団法人金融財政事情研究会

著者 吉田 和央

- 本 『一族内紛争を予防・解決するファミリーガバナンスの法務・税務』

出版社 旬刊経理情報

著者 古橋 悠

- 論文 「<論説>銀行による事業承継ファンドへの出資と運営」

掲載誌 金融法務事情

著者 田中 光江、湯川 昌紀（共著）

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Insurance & Reinsurance 2023 - Japan Trends and Developments」

掲載誌 Chambers Global Practice Guides Insurance & Reinsurance 2023

著者 吉田 和央

Client Alert - Financial Sector

- 論文 「〈論説〉金融機関等によるカーボン・クレジットの取扱いに関する留意点」
掲載誌 金融法務事情
著者 佐藤 正謙、武川 文士、大木 健輔（編著）
- 論文 「常に変化する「顧客本位」とそのゴール」
掲載誌 金融法務事情
著者 吉田 和央

NEWS <https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- [グエン・ゴック・クイン 弁護士が入所しました](#)
- [古川 智崇 弁護士が入所しました](#)
- [長谷川 充弘 弁護士が入所いたします](#)
- [ニューヨークオフィス開設のお知らせ](#)

森・濱田松本法律事務所は、2023 年秋の業務開始を目指してニューヨークオフィスを開設する運びとなりましたので、お知らせいたします。

当事務所は、2002 年に森綜合法律事務所と濱田松本法律事務所との統合により設立され、現在約 720 名の弁護士（外国法弁護士を含む）がグループに所属する総合法律事務所です。日本国外においては、1998 年に、他の日本の法律事務所に先駆けて北京にオフィスを開設し、また、2017 年には、バンコクの大手法律事務所と経営統合するなど、クライアントの皆様から「選ばれる事務所（Firm of Choice）」となるという経営ビジョンの下、アジア地域において業容を拡大してまいりました。

一方、当事務所は長年、米州とアジアにまたがる取引や紛争案件については、各地の法律事務所と緊密に連携しながら助言を行ってまいりましたが、ニューヨークは、グローバル経済の中心地であるとともに、米州とアジアを結ぶ重要な拠点であることから、今般、アジア地域以外では初めてオフィスを開設することといたしました。当事務所は、ニューヨークオフィスを通じ、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、双方の地域にまたがる多種多様な法務需要に応じることのできる体制を充実させてまいります。

ニューヨークオフィスでは、当事務所の経営トップの一人であり、海外に幅広いネットワークを有する松村 祐土 弁護士が代表パートナーに就するとともに、ク

Client Alert - Financial Sector

ロスボーダー案件に関し高い専門性、経験および実績を有するパートナーの加賀美 有人 弁護士および鈴木 信彦 弁護士が常駐いたします。加賀美弁護士はクロスボーダーの競争法案件や不正調査・危機管理対応・紛争案件に、鈴木弁護士はクロスボーダーM&A およびコーポレート業務に精通しています。

米州は、クライアントの皆様にとって重要な市場であり続けると同時に、法的にもひと際大きい市場の一つといえます。当事務所は、ニューヨークオフィスの開設を契機に、当事務所グループの全弁護士の総力を結集してさらなるリーガル・サービスの向上、国際業務の深化を目指してまいります。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com